

# 令和 8 年度 国の施策・予算に対する提案の実施について

## 1 提案の趣旨

分権型社会の実現、関西における広域的な課題解決等を目的として、国に対し提案を行う。

(春提案の項目)

- ・ 第 5 期広域計画、第 2 期関西創生戦略及び分野別計画・ビジョンに関わる項目
- ・ その他緊急的かつ重大な項目

## 2 昨年度からの変更点

- ① 提案書の取りまとめ時期を、1 か月程度早める (6 月→5 月)

(理由) 各省庁の概算要求作業のより早い段階で提案するため

6 月初旬以降に行われる各構成団体独自の提案活動に併せて、関西広域連合の提案を実施できるようにするため

- ② 表題の見直し

【新】令和〇年度 国の施策・予算に対する提案

【旧】令和〇年度 国の予算編成等に対する提案

(理由) 国の予算編成にとどまらず、制度創設等に関する提案も行うため

## 3 新規提案項目

- ・ 全国一律の子ども医療費助成制度の創設
- ・ アンコンシャス・バイアスの解消
- ・ 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援
- ・ 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援
- ・ 中小企業の人材確保への支援

## 4 提案書の構成

### I 分権型社会の実現

- 1 国土の双眼構造の実現
- 2 地方創生の推進
- 3 地方分権改革の推進
- 4 地方税財政制度の充実・強化

### II 広域的な課題解決

- 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
- 2 新時代の文化・観光首都の創造
- 3 攻めの農林水産業の確立
- 4 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

### III その他関西の重要課題

- 1 WMG2027 関西への支援
- 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

## 5 今後のスケジュール

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、5 月中を目途に委員等による提案活動を行う。

# 令和8年度 国の施策・予算に対する提案(春提案)提案項目

## I 分権型社会の実現



: 新たに提案

: 提案文を修正【別紙参照】

### 1 国土の双眼構造の実現

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築

- ①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記
- ②皇室の安心・安全
- ③民間企業等のバックアップ構造の構築等
- ④首都機能バックアップ構造の構築に向けた社会実験の実施等
- ⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化
- ⑥国全体の業務継続計画(BCP)策定とその推進

#### (2) 政府機関等の移転等

- ①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化
- ②社会実験の推進
- ③国家機関の移転推進
- ④国出先機関の地方移管の強力な推進

#### (3) 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- 修 ①事前防災から復興までの総合的な施策の推進
- 修 ②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

#### (4) 双眼型・多極型の産業再配置と事業継続力の強化

#### (5) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

- 修 ①空港の機能強化
- ②港湾機能の充実強化
- 修 ③道路整備の推進
- 修 ④北陸新幹線の早期開業
- ⑤リニア中央新幹線の早期開業
- 修 ⑥高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施
- 修 ⑦持続可能な社会資本の維持管理の推進
- 修 ⑧公共交通の維持等に対する支援
- ⑨在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等

### 2 地方創生の推進

#### (1) 人・企業・大学等の地方分散の推進

- ①企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置等の充実
- ②市街化調整区域等における土地利用の推進
- ③大学・試験研究機関等の地方移転の促進

#### (2) 地域の魅力づくりの促進

- ①地域活力の再生に対する総合的な支援
- ②空き家の円滑な利用促進への支援
- ③大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援
- ④多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

### (3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

- ① ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実
- ② 幼児教育・保育の無償化の適切な実施
- ③ 学校給食費の無償化
- ④ 高等学校等就学支援金制度の拡充
- ⑤ 全国一律の子ども医療費助成制度の創設
- ⑥ 質の高い教員確保のための施策の推進
- ⑦ 高等教育の負担軽減
- ⑧ コミュニティ再構築への支援
- ⑨ 超高齢社会への対応
- ⑩ 多様な主体の社会参加促進や魅力ある働き方・職場づくり

新規

- ⑪ アンコンシャス・バイアスの解消
- ⑫ 外国人の受入れ環境の整備

新規

### (4) 中山間地域の生活環境確保（買物、交通、医療等）

- ① 中山間地域の買物環境の維持・確保
- ② 中山間地域における交通体系の維持・確保
- ③ 中山間地域における医療提供体制の確保
- ④ 中山間地域の生活環境確保

### (5) 地方創生を支援する仕組みづくり

- ① 地方創生に必要な財源の措置
- ② 地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設
- ③ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の制度改善

### (6) 「地方創生2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

- ① デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進
- ② 行政のデジタル化の推進
- ③ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ④ GIGAスクール構想の推進

## 3 地方分権改革の推進

### (1) 国と地方の関係の再構築

- ① 地方分権改革に関する抜本的な議論の開始
- ② 立法プロセスへの地方の関与
- ③ 広域連合への負担金に関する地方財政措置

### (2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

### (3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

- ① 「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化
- ② 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等
- ③ 国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入

### (4) 国からの事務・権限移譲の推進

- ① 地方分権改革に関する「提案募集」への対応
- ② 提案募集方式の見直し
- ③ 地方分権改革の新たな推進手法の提案

## 4 地方税財政制度の充実・強化

- ⑩ (1) 地方一般財源総額の確保
- (2) 地方交付税の機能の確保・充実
  - ① 地方自治の本旨に則った地方交付税措置
  - ② 国と地方の協議について
- (3) 地方税源の拡充

## II 広域的な課題解決

### 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

- (1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応
  - ① 南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進
  - ⑩ ② 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策
  - ③ 地震・津波による被害の防止、軽減
  - ④ 激甚化する台風災害等への対策
  - ⑤ 大規模災害の減災、復旧・復興対策
- (2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備
  - ① 国土強靱化に向けた取組の抜本強化
  - ② 防災・減災対策に資するインフラ整備等
    - ③ インフラ分野におけるDXの推進
    - ④ 緊急防災・減災事業の充実
    - ⑤ 流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進
    - ⑥ 災害に強い総合的な治水対策の推進
    - ⑦ ダム運用の高度化の推進とダム再生の推進支援
    - ⑧ 土砂災害対策の推進
    - ⑨ 農業用ため池の防災・減災対策の推進
    - ⑩ 高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援
    - ⑪ 津波対策の推進
    - ⑫ 建築物等の耐震化の推進
  - ⑬ 水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携の推進
  - ⑭ 石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援の充実・強化
  - ⑮ 高速道路サービスエリアを活用した防災拠点の整備
  - ⑯ ドクターヘリ等の給油地の確保
- (3) 原子力発電所の安全確保
  - ① 原子力施設周辺地域の防災対策の充実
  - ② 原子力発電所の安全確保
  - ③ 福島原発事故に対する適切な対応
- (4) 東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等に対する支援
- (5) 医療提供体制の確保・充実
  - ① 地域医療体制の確保
  - ② 地域医療構想の実現
    - ③ ドクターヘリ運航体制の充実強化
  - ④ 医療機関の災害対応力強化
  - ⑤ 災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化
  - ⑥ 社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

## (6) 感染症対策の充実・強化

- ①新型コロナウイルス感染症への対応
- ②新興感染症等に備えた対応力の強化
- (7) 危険ドラッグ対策の充実強化
- (8) 依存症対策の推進
- (9) がん対策の推進
- (10) 家畜伝染病の被害防止対策の強化
  - ①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化
  - ②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化
- (11) 水上オートバイの危険行為等の対策強化
  - ①法律上の規制の強化
  - ②免許取得時等の教習・講習の強化

## 2 新時代の文化・観光首都の創造

### (1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

- ①訪日旅行促進事業の充実
- ②空港の魅力向上対策
- ③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分
- ④観光・MICE需要の回復に向けた誘客促進

### (2) 文化振興施策の充実

- ①文化力による地方創生の取組の強力な展開
- ②「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

## 3 日本の元気を先導する関西経済の確立

- (1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興
- (2) 科学技術開発支援の充実

新規

### (3) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

### (4) 特区制度等を活用した関西の活性化

- ①国家戦略特区制度の拡充
- ②国際戦略総合特区制度の充実

### (5) スーパーシティ構想の実現に向けて

- (6) 中小企業への緊急融資の実施に伴う支援措置
- (7) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進

- ①地方企業への波及
- ②下請事業者への十分な配慮

- ③「パートナーシップ構築宣言」の推進

新規

### ④ 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

新規

### (8) 中小企業の人材確保への支援

## 4 攻めの農林水産業の確立

- (1) EPA・FTAに伴う必要な対策の実施
- (2) 国際競争力のある農林水産業の実現
- (3) 地産地消の推進
- (4) 農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- (5) 新規就農支援策の拡充
- (6) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

## 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

### (1) 脱炭素社会の実現

- ① 脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立
- ② 企業や家庭における節電・省エネの促進
- ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入
- ④ 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進
- ⑤ 中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

### (2) エネルギー政策の推進

- ① 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進
- ② 低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築
- ③ 水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

### (3) 鳥獣被害防止対策の推進

- ① 鳥獣被害防止対策予算の確保・拡充
- ② 鳥獣捕獲に係る標準的な積算基準等の作成
- ④ プラスチック対策の推進

## Ⅲ その他関西の重要課題

### 1 ワールドマスタースゲームズ2027関西への支援

- (1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化
- (2) 東京2020大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の発信に資する取組の推進
- (3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等
- (4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践
- (5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援

### 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

- (1) インフラ整備計画の着実な推進
- (2) 万博関連事業（ソフト事業・規制改革）の推進

## 【別紙】 前回提案からの主な修正点

### I 分権型社会の実現

#### 1 国土の双眼構造の実現

##### (3) 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

令和6年1月1日に、能登半島地震が発生し、また近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備え、発災時には、国、自治体をはじめ関係機関等を統括し、より迅速かつ総合的、効果的な災害対応を行い、事前防災から復興までの総合的な施策を推進するため、防災庁は以下の機能を有する体制とすること。

##### ①事前防災から復興までの総合的な施策の推進

ア 災害時における首相トップダウンの指揮命令系統に基づく対策

オ 防災活動に係る装備等の研究開発や調達及び全国自治体への配備、災害時における当該装備等の被災自治体への応援調整

カ 各種民間支援団体・経済団体等との官民連携

キ 被災地支援の統括及び総合調整

##### ②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

大規模広域災害における国全体の防災体制の強靱化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、我が国の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点は、関係機関が複数集積する関西に設置すること。

また、防災庁の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であるため、被災地支援の知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。

##### (5) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

##### ①空港の機能強化

新型コロナウイルス感染症の影響により激減した航空需要は急速に回復して成長軌道に戻りつつあり、コロナの影響で減少した空港で働く従業員数についても、概ね回復しつつあるものの、グランドハンドリングや給油などの応需能力の十分かつ安定的な確保に向けての対応が不可欠であることから、関西国際空港をはじめ関西広域連合区域内の空港において、円滑な受入体制が整えられるよう、空港関係事業者・空港内従業員の人材確保に関する取組への支援等を行うこと。

また、空港機能強化に必要な以下の措置を講じること。

ア 成長軌道に戻りつつある航空需要を関西全体で取り込み、関西経済を浮揚させるため、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、3空港の適切かつ有効な活用、さらには関西広域連合区域内にあるその他の空港の活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援

### ③道路整備の推進

#### イ 大阪・関西万博を契機とした高速道路の整備

万博を契機として、開催後の大阪・関西の成長基盤となるよう、高速道路整備への投資を拡大し、広域的な高速道路ネットワークを形成すること。

### ④北陸新幹線の早期開業

#### ア 北陸新幹線の日も早い大阪までの整備促進

敦賀・新大阪間については、平成 29 年 3 月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、小浜京都ルートに決定し、その後、環境アセスメントが行われている。また、国土交通大臣は、令和 4 年 12 月には同プロジェクトチームの決議を受けて、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「開業までの期間を最大限短縮するよう努めるとともに、施工上の課題を解決するなどにより、着工に向けた諸条件についての検討を深め、一日も早い全線開業を実現してまいりたい」と表明し、令和 5 年度からは「北陸新幹線事業推進調査」が行われている。こうした調査の進展を踏まえ、令和 6 年 12 月には詳細な駅位置・ルート案が2 案に絞りこまれるなど政府・与党において、着工に向けた議論が進められている。このことを踏まえ、あらゆる手段を尽くして、新大阪駅まで一気に整備し、一日も早い全線開業を実現するため、政府・与党において、次の事項を実現するよう強く要望する。

- (ア) 詳細な駅位置・ルートを早期に決定できるよう、国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすこと。
- (イ) 併せて、費用対効果を早期に示すとともに、安定的な財源の確保について検討を加速し、着工 5 条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料の前倒し活用や算定期間の延長、既設新幹線譲渡収入の活用、必要に応じ、財政投融资の活用により、敦賀・新大阪間の建設財源を早急に確保すること。
- (ウ) 沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。
- (エ) 沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。
- (オ) 「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。また事業費抑制に努め、詳細な駅位置・ルートの決定時期も含め、認可・着工及び全線同時開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにするとともに、早期整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。

- (キ) 地方負担については、より一層のコスト縮減を図ること、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること等により、沿線の自治体に過度の負担が生じないようにするとともに、地方負担の在り方についても検討を行い、地方負担の最小化を図ること。

#### ⑥高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

令和6年6月の骨太の方針において、基本計画路線に関し、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」と明記されている。災害時におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道的高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置付けられたままとされている四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画への格上げに必要となる法定調査を早期に実施すること。併せて、関西国際空港への高速アクセスの確保の早期実現を図ること。

#### ⑦持続可能な社会資本の維持管理の推進

イ 今後、老朽化施設の割合が増加することから、平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化対策に必要となる国庫補助事業費等を確保するとともに、地域の将来像に基づき実施する施設の集約・再編、撤去や、現在、地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等を国庫補助事業の対象に加えること。

ウ 令和8年度までの時限措置である公共施設等適正管理推進事業債について、制度の延長、公用施設を含め対象の拡充及び交付税措置率の引上げを図ること。

#### ⑧公共交通の維持等に対する支援

利用者の大幅な減少や、運転士不足を理由に実施、検討されている公共交通の減便や路線見直しなどは、府県市民の生活基盤を揺るがしかねず、関西全体の活力低下につながりかねない大きな事態であるため、人口減少等で収益の低下しているバス・鉄道・航路・タクシーといった交通事業者に対し、処遇や労働環境の改善により職種の魅力を向上させるとともに、将来にわたる運行の安定維持につながるよう事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

交通空白地を抱える地域、大規模イベントの開催による一時的な需要増への対応が必要な地域など、地域の実情は様々であり、国において、「交通空白」解消本部の設置や日本版ライドシェアの各種バージョンアップ等が行われているところである。大阪・関西万博の開催地である大阪において措置された緩和策に加え、各地域において実施されている様々な取組などの検証結果も踏まえ、ライドシェア制度の導入が必要と考える地域が、その実情に応じ、課題解決に資するような柔軟で多様なライドシェアを実現できるよう、引き続き国において、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めること。

また、国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国が鉄道事業を国民にとって重要な社会インフラとして明確に位置付け、国の責務において強力な財政支援

を含め、全国の鉄道ネットワークの維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。  
とりわけ、JR ローカル線を含む地域鉄道の路線の維持・活性化に取り組む地方公共  
団体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。

さらに、JRを含めた鉄道事業者においては、運転士などの人材不足を理由として、  
一方的な減便や駅の無人化など、更なる利用者減を招くサービスレベルの切下げを  
行うのではなく、運行本数をはじめ地域に求められる一定の利便性を確保するよう、  
国において必要な対策を行うこと。

## 2 地方創生の推進

### (3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

#### ①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実

ア 地方が地域の実情に応じて実施する施策（独自に取り組む結婚支援策や周産期  
医療体制の整備、地域ぐるみの多様な子育て支援、仕事と育児の両立支援等）への  
支援

イ 待機児童の解消に向けた施策の充実

(ア) 認可保育所等の設置基準について保育の質、安全性の確保を前提として、地  
域の実情やニーズに応じて弾力的に運用できる制度への見直し

オ 保育士など児童福祉施設等職員や放課後児童支援員等の確保のための処遇改善  
や人材確保策の実施

(ア) 1歳児の職員配置基準改善の早期実現（基準化）

(イ) 1歳児の保育士等の配置改善加算の加算要件を撤廃

(エ) 他産業と遜色ない水準までの賃金向上

(オ) 処遇改善等加算の簡素化及び充実（平均勤続年数12年以上の新設等）

(カ) 放課後児童クラブ運営費補助の充実

#### ③学校給食費の無償化

少子化の進展など社会情勢が変化する中、子育て世代の経済的負担を軽減するため、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることがないように、国の責任で学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること。

#### ④高等学校等就学支援金制度の拡充

高等学校等就学支援金制度について、支援額の増額を行うなど、国の責任と財源において確実に教育費の負担軽減を進めること。加えて、府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じること。

#### ⑤全国一律の子ども医療費助成制度の創設

所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全  
国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な  
措置を講じた上で早期に実現すること。

新規

## ⑥質の高い教員確保のための施策の推進

ア 教育の質の向上や多様化・複雑化する教育課題の対応及び勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充、中学校における少人数指導等のための教員の配置拡充を着実に実施するとともに教職員定数を改善し支援スタッフの配置を充実すること。

イ 教員に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を踏まえて、教職調整額の引上げ等、教員の処遇改善を着実に実施するとともに、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。

## ⑨超高齢社会への対応

カ 福祉・介護人材の確保のための処遇改善

(ア) 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる抜本的拡充に必要な財政措置を講じること。

キ 基本報酬が引き下げられた訪問介護等をはじめ令和6年度の介護報酬改定の影響を踏まえた必要な措置の検討

## ⑩多様な主体の社会参加促進や魅力ある働き方・職場づくり

エ 物価上昇に負けない賃上げが持続的に可能となるような環境整備と併せて、男女間及び地域間における賃金格差の是正、短時間正社員など多様な正社員制度や時短勤務の推進、男性の育児休業取得の推進等について、業界団体の理解も得ながら支援策を充実・強化し推進すること。

オ 地方公務員においても、地域の実情に応じた兼業・副業の弾力化や、会計年度任用職員の処遇改善を含む在り方の見直しを推進すること。

新規

## ⑪アンコンシャス・バイアスの解消

ア 誰もが活躍できる地域づくりに向けて、子ども・子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、障壁となっている固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込みへの気づきを促すなど、普及啓発・意識醸成に向けた国民運動的な取組展開を図ること。

イ 地方においては、地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するため、男女共同参画センター等の拠点の整備・機能強化等を進めているところであり、地方が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組が更に促進されるよう、国としても財政支援強化を図ること。

## (4) 中山間地域の生活環境確保（買物、交通、医療等）

### ①中山間地域の買物環境の維持・確保

中山間地域の買物環境の維持・確保に向け、国・府県・市町村が一体となり、引き続き地域の実情に応じた包括的で柔軟な支援を行うこと。

### ④中山間地域の生活環境確保

買物環境、地域交通、医療等の重要な社会生活基盤の持続可能な環境整備に向けた「新しいまちづくり」モデルを構築・支援すること。

(5) 地方創生を支援する仕組みづくり

③ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の制度改善

ア ソフト事業について

ソフト事業については、地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組を支援する自由度の高い交付金として、地方創生を深化するためのものであるにもかかわらず、使途の制約があるなど、十分使い勝手の良い制度設計となっていない。

以上のことから、以下のとおり要請する。

- (ア) 制度を運営する国において、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、対象経費の制約をなくすことや地方公共団体ごとに設定される交付上限額を引き上げるとともに、個人給付が認められている移住・起業・就業型と同様にソフト事業においても個人への給付事業を対象とするなどの制度改正を行うこと。

イ 拠点整備事業について

拠点整備事業については、平成28年度の創設以降、毎年度補正予算により措置されてきたところ、令和2年度からは複数年度にわたる事業にも対応できるよう当初予算でも一部措置されているが、当初予算での措置を今後も継続するとともに、地方において自主的・主体的な地域拠点づくりに取り組む多くの施設整備事業に活用できるよう予算を拡充し、要件緩和を図ること。

さらに、拠点整備事業では整備対象が地方創生の充実・強化に向けて効果の発現が期待できる施設とされているが、地方の事情を尊重したものとなっていない。このため、予算措置に当たっては、既存施設の有効活用という観点から、地方創生に向けて効果の見込まれる場合などは、既存施設の修繕や既存設備の更新等を交付対象とした自由度の高い交付金とすること。

ウ 両タイプに共通する事項について

地方創生の本格的推進に向け、地方創生の実現に必要な制度の見直しが実現されるまでの間は、地方が創意工夫を凝らして新たに着手する取組に対応できるよう、十分な規模の事業費を確保し、求められる地方負担を撤廃するなど更なる拡充を図ること。

併せて、広域の取組を推進し、特に府県と市町村の広域連携を推進していくため、事業主体となる出資法人を両交付金の交付対象者に含まれたい。

また、地方創生の実現に必要な要素を一般的でわかりやすい認定基準として設定することにより、各地方公共団体が、より具体的で効果的な施策検討を実施する動機付けとなる制度に改善していくとともに、個々の申請事業の審査過程を明確に示し、採択又は不採択とされた理由をわかりやすく示すこと。採択基準の設定については、地方公共団体の取組意欲を失わせることなく、地域の実情を踏まえた自主的な取組を推進できるものとする。

さらに、地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続 的かつ主体的に進めていくために、手続を簡素化した上で、地方版総合戦略に定める数値目標・重要業績評価指標の向上に効果を発揮するものについては、交付対象経費の制限を緩和するなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること。

加えて、交付金事業の計画変更を随時受け付けるとともに、変更交付決定までの期間を短縮するなど、事業が円滑に執行できるよう、地方の実情を踏まえた、より弾力的な制度とすること。

## (6) 「地方創生 2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

### ① デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進

地方創生の実現に向けたデジタル分野の環境整備や人材育成など、地域の課題解決のため、自治体が更に取組を推進できるよう、引き続き、交付金の拡充など財政的支援を行うこと。

また、単独でのデジタル人材確保・育成が容易でない自治体もあることから、国と自治体や自治体同士、官民交流等、幅広いデジタル人材のシェアや交流等の取組についても、財政面等で支援を行うこと。

なお、地方創生にとって、デジタル化は一つの手段であって、デジタル化により課題が全て解決するわけではなく、国はデジタル化以外の取組も含め包括的に地方を支援すること。

加えて、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、居住地域や年齢、経済状況などにより不利益を被ることがないように、デジタル・ディバイド解消に向け取り組むとともに、自治体の行うデジタル・ディバイド対策に対する財政的支援を拡充すること。

### ② 行政のデジタル化の推進

#### ア 地方公共団体情報システムの標準化の推進

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、現在進められている基幹業務に関するシステムの標準化について、国においては、令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国として積極的に支援することが明確化されるとともに、デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、令和13年3月31日までの延長が検討されている。

国においては、引き続き、自治体が標準化を行う上で必要となる情報提供を速やかに行うとともに、基幹業務システムの移行に要する費用及び基幹業務以外の関連するシステムの改修費用や標準化移行後のランニングコスト等、システム標準化により派生する様々な自治体の負担に対する十分な財政的支援を確実に行うこと。また、移行期限が近づく中、パッケージベンダ等との調整などは、自治体側での個別対応に限界があることから、円滑かつ安全な移行の実現に向

けた、課題解決を積極的に行うこと。

併せて、「特定移行支援システム」については、各自治体がおかれている状況等を十分に勘案して、移行完了期限等について柔軟に対応するとともに、十分な財政的支援を行うこと。

なお、自治体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、自治体の意見を丁寧に聞き、真に住民サービスの向上や行政の効率化につながるものとする。特に、全国一律の制度やシステムの導入に当たっては、全国的なIT技術者のひっ迫の状況も考慮し、マイナンバー制度や情報システムの標準化・共通化に係る経緯を踏まえ、例えばモデルとなる団体や地域において十分な研究・検討を行った上で全国に展開するなど、限りあるリソースの有効活用に努めること。

#### イ 国が主導する共通化（いわゆる共通 SaaS）の推進

国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供することで、地方公共団体はシステムを所有するのではなく、複数の団体と同じシステムを利用する形でサービス提供を受けるもの（いわゆる共通 SaaS）の推進に当たっては、自治体の実情や意見を十分に踏まえながら進めること。

併せて、地方自治体独自の取組や既存システムから共通 SaaS への移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

#### ウ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において示された重点取組事項の実現

総務省において、令和7年3月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第4.0版】」において示された重点取組事項

（自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化・共通化、公金収納における eL-QR の活用、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体の AI・RPA の利用推進、テレワークの推進）等について、

当該計画に基づき都道府県も含めた全ての自治体において実現できるように、必要な技術的・財政的支援を確実に実施すること。

加えて、国が当該計画の重点取組事項等を進めるに当たっては、自治体からの意見を踏まえ、国と自治体のシステムが確実に連携できるよう措置を講じること。

また、当該計画の推進体制の構築に掲げられているとおり、デジタル人材の確保・育成が課題となっており、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を国として強力に推進すること。

#### ④GIGA スクール構想の推進

エ 国庫補助の対象となっていない学習用クラウドサービス、高等学校段階での活用に十分な性能を持った高等学校生徒 1 人 1 台端末及び指導者用端末の整備、家庭学習のための可搬型通信機器（LTE 通信）及び通信費等への対応等について、新たな国庫補助制度の創設など財政的支援を行うこと。

オ 「学校の ICT 環境整備 3 か年計画(2025～2027 年度)」で追加されたヘルプデスクの設置等を含め、計画に示された ICT 環境の水準の達成に必要な財政措置について、引き続き継続・拡充を行うとともに、ICT 支援員の配置基準について、1 校 1 人配置とする等の見直しと財政措置の拡充を行うこと。

カ 新設された「GIGA スクール構想支援体制整備事業」においては、都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務 DX 環境の整備支援についても、補助要件の緩和を行うこと。

### 3 地方分権改革の推進

#### (2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

第 33 次地方制度調査会答申においては、設立以来 10 数年にわたり府県域を越えた広域的な課題への対応に取り組んできた関西広域連合の実績が評価され、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、東京圏の都県等と国とが協議により調整を行う枠組みが考えられるのと同様、関西圏についても「新たに何らかの枠組みを設けることも考えられる」との記述がなされた。

同答申を踏まえ、大規模災害や感染症まん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生時への対応及びそれらの事態に関連する広域課題への対応について、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。

さらに、平時からの広域課題についても、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。

### 4 地方税財政制度の充実・強化

引き続き、臨時財政対策債へ依存せずに常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、地方税源の拡充や国と地方の税源配分の見直しと併せ、地方交付税の法定率の更なる見直しや、所得・資産・消費のバランスの取れた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

#### (1) 地方一般財源総額の確保

令和 7 年度地方財政計画における地方一般財源総額は前年度から 1.8 兆円増額した 67.5 兆円となり、臨時財政対策債は制度創設以来初めて新規発行額が計上されないことになり、残高も大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額であり、引き続き、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

長引く物価高騰に加え、義務的に支出する給与関係経費や社会保障関係経費が増加傾向にあり、地方財政は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、地方税

収の動向を注視し、特に所得税の負担が生じる壁（年収の壁）の見直し及びいわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。

令和８年度地方財政計画の策定に当たっては、高齢化の更なる進展に伴う社会保障の充実、東京一極集中の是正、国土の双眼構造への転換、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう財政需要を地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債については、国の責任により地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革によって、廃止すべきであり、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

## Ⅱ 広域的な課題解決

### 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

#### (1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

##### ②令和６年能登半島地震を踏まえた災害対策

カ 避難所の環境改善に当たっては、国の経済対策補正により、トイレカーなどの災害用車両や、簡易ベッドなどの資機材導入促進、資機材保管経費の支援などが措置されたところであるが、継続的な財政支援、自治体負担割合の見直し、補助対象範囲の拡充、キャンピングカーやコンテナハウス等の確保など、被災地における自治体応援職員の活動環境の整備に努めること。また、これらを自治体が導入する場合には、当該経費に対する財政支援を行うことなどについて、制度の充実を図ること。

チ 上下水道施設及び病院等の耐震化や自家発電設備・貯水槽の設置などの災害対策を加速化させるため、必要な予算額を確保の上、交付率の引上げや交付要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。

##### ④激甚化する台風災害等への対策

ウ 被災者支援に関する制度の充実

##### (ウ) 災害救助法適用基準の見直し

災害救助法第２条第１項に係る１号基準について、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が等しく適用できるよう、適用基準の見直しを検討すること。

##### ⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

ス 全国統一の防災情報システムの構築

国においては、国、都道府県、市町村間のみならず、災害対応に関係する消防、警察、自衛隊等の機関や民間事業者とも情報収集・共有を図り、迅速かつ的確な意思決定を行うことを支援する全国統一の防災情報システムを構築すること。

また、防災情報システムの構築や更新等に要する費用は、自治体等の過重な負担を減らすため、国における財政措置を行うこと。

## (2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震・津波被害、局地的な集中豪雨による大規模災害、「複合災害」の発生等に備え、住民の安全と安心を確保するためには、インフラ等の果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講じること。

### ①国土強靱化に向けた取組の抜本強化

国土強靱化地域計画に基づく地方公共団体の補助金・交付金事業の制度設計等に当たっては、地方の意見も反映し、わかりやすく、より実効性の高い制度とすること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、国土強靱化実施中期計画に基づく施策の推進に当たっては、資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算・財源を安定的に別枠で確保すること。

さらに、国土強靱化を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

### ②防災・減災対策に資するインフラ整備等

イ 下水道施設の効率的な整備を推進するため、国庫補助制度における交付対象事業の範囲拡大を行うとともに物価高騰を考慮した予算枠の更なる拡大を図ること。

ク 令和7年度までの時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の期間延長及び要件の拡充を行うこと。

### ③水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携の推進

水道事業者は、水需要の減少による厳しい経営環境の中、経営改善により耐震化事業の財源を確保している状況であるため、今後も引き続き、耐震化の推進に対する支援の充実・強化に努めること。

水道施設整備費補助事業及び防災・安全交付金事業については、制度の拡充が行われたものの、採択要件として、「資本単価が1㎡当たり90円以上」又は「加速要件を満たすこと」などがあり、これらを満たさない事業者が多いことから、耐震化の推進を図るため、採択要件の撤廃・緩和を行うこと。

また、災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路のループ化・二重化などのバックアップ機能整備に対する支援対象の拡充及び応急用給水資機材の整備に対する支援の創設を行うこと。

さらに、住民の生活をより安全で安心なものとするとともに、事業の運営基盤の強化を図るため、重要な社会インフラである水道事業の広域連携は有効な手段であることから財政支援を充実し、これを推進すること。

## (5) 医療提供体制の確保・充実

### ①地域医療体制の確保

イ 医学部臨時定員については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に議論すべきであり、へき地等の医師不足や医師の地域偏在が解消されるまでは、現行の「地域枠」制度を継続するとともに、定員枠の配分に当たっては、最新のデータに基づき、地域の実情を分析・認識した上で地域としっかり協議を行いながら進めること。

また、産科をはじめ小児科、麻酔科、救急科など各地域で不足している診療科の医師確保は、喫緊の課題であることから、現行の臨時定員及び恒久定員とは別枠で、「地域の実情に応じた不足診療科に対応する『緊急地域枠』の設定を認めること。

キ 質の高い医療の提供や医療業務の効率化に資する「医療 DX」を推進していくため、国として、各地域で運用されている「地域医療情報連携ネットワーク」の実態も踏まえながら、「全国医療情報プラットフォーム」がより効果的・効率的かつ現実的なものとなるよう、環境整備を着実に進めるとともに、各自治体や医療機関の負担が高まることのないよう、ソフト・ハードの両面から支援すること。また、オンライン資格確認システムにおける災害時医療情報閲覧機能について、DMAT 等医療チームからもアクセスできるよう使用範囲を拡大すること。加えて、医療 DX の推進に当たっては、高齢医師を多く抱える地域の医療機関の実情をしっかりと把握すること。

ク 自治体立病院への財政的支援等の実施

(ア) 高騰する物価や賃金引上げに対応できる十分な診療報酬を確保するとともに、自治体立病院が医療圏域や各府県の最後の拠点病院として、医療過疎地域における公的医療機関の役割にも配慮しつつ、政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬制度上適切に評価すること。

(イ) 電子カルテシステムの導入及び更新費用の低廉化や財政支援など、医療 DX の推進に必要となるデジタル環境の整備に対する所要の支援を講じること。

## ②地域医療構想の実現

ア 厚生労働省は、令和 6 年 12 月に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」に基づき、令和 7 年度中にガイドラインを作成することとしているが、令和 4 年 3 月に示された方針のとおり、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取り組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応で見えてきた課題や、感染症対応に重要な役割を果たした公立・公的医療機関の医療機能と役割を踏まえて、地域の実情に即したものとなるよう十分な検証を行い、考え方を示すこと。

## ④医療機関の災害対応力強化

ア 災害時に大きな役割が期待される医療機関の耐震化を進め、非常用電源設備及び給水設備を強化するため、「医療提供体制施設整備交付金」について、必要な予算額を確保の上、全ての医療機関を交付対象とし交付率を拡充するとともに、人工呼吸器患者に自家発電装置を無償で貸し出す医療機関への継続的な補助制度を創

設し、所要の財源を確保すること。

#### ⑤災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化

イ 災害時に迅速な保健医療福祉活動の展開ができるよう、DMAT、DPAT、DHEAT、災害支援ナース等の養成を促進するとともに、派遣体制を強化すること。また、それぞれの活動に要する装備、資器材等の整備に係る支援の充実に努めること。

ウ DHEAT の派遣に係る費用及び DMAT 等の都道府県庁等における本部活動に係る経費について、災害救助法の対象とするなど活動の実態を踏まえた支援を強化すること。

#### ⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費も軒並み値上げの動きがあることから、国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられている。

経営の実情を分析・認識した上で、必要な経費について不足が生じる場合は、臨時的な公定価格等の改定や国における全国一律の補助制度を創設するなどの対策を講ずること。

### (6) 感染症対策の充実・強化

#### ①新型コロナウイルス感染症への対応

イ 予防接種に関する基本的な計画において、「ワクチン価格の低廉化等に向けて関係者が努力する」と規定されていることから、新型コロナワクチンをはじめ価格が高いワクチンについては、価格の低廉化に向けた調整を製造販売業者等を行うこと。また、ワクチン価格の低廉化が図られない場合、国費による助成金の支給といった確実な財政措置を行うこと。

ケ 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を更に進め、これらの情報を都道府県や市町村、また医療機関等へ情報共有すること。

#### ②新興感染症等に備えた対応力の強化

キ 新たな呼吸器感染症を早期検知・対応を行うための急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスについては、医療機関に大きな事務負担がかかることから、報告頻度や様式の見直しなど、負担軽減のための見直しを進めるとともに、医療機関の負担を財政面からも軽減できるよう、国庫負担率の嵩上げ等、財政支援の強化を行うこと。

### (7) 危険ドラッグ対策の充実強化

従来のインターネット等による販売に加えて、令和5年7月、国の立入検査等の過程において、販売店舗の存在が確認されており、危険ドラッグの広がりが懸念される。

併せて、大麻乱用者の増大等、若者を中心とした薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況にある。

危険ドラッグ等に起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、引き続き、各種対策の更なる充実強化を求め、次のとおり提案する。

ア 大阪・関西万博が開催され、人的、物的交流がより一層活発になっていることから、更なる水際対策の強化を図ること。また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ捜査を可能とするなど、更なる水際対策を図ること。

## (8) 依存症対策の推進

不適切な飲酒、違法薬物等の使用や市販薬・処方薬のオーバードーズ、ギャンブル等に起因する様々な依存症対策については、予防、相談・治療、再発防止・社会復帰の各段階において、シームレスな対策が必要であり、相談機関、医療機関、自助グループ等をはじめとする関係機関における体制強化及び連携体制の構築が何よりも重要となる。

普及啓発、相談支援、医療提供、社会復帰の支援などの体制整備や、それに関わる人材育成の強化について、国において必要な施策を展開するとともに、府県市の実施する取組に対して必要な財源措置を行うこと。

## (9) がん対策の推進

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診のほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、受診状況、検診内容、精度管理等の実態把握ができていない状況にある。

がん検診について、実施主体を明確にするとともに、地方公共団体が効果的な対策を取れるよう、受診状況等を地方公共団体に還元できる仕組みの構築、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せてがん検診を実施する体制や、保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成など、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

また、国において導入された「HPV 検査単独法」による子宮頸がん検診については、精度管理をはじめとした実施体制を国から明確に示すとともに、必要な財政措置を講じること。

がん対策については、がん検診の充実のほか、全国がん登録情報等の解析により、がん罹患や死亡の要因分析をはじめとするがん対策の研究を更に促進すること。

特にピロリ菌は、胃がんのリスクを高める要因であることが、科学的に証明されており、ピロリ菌検査とその除菌による胃がんの発症予防効果について、「がん検診実施のための指針」等への位置付けに向け、エビデンスを積み重ねた検証を進めること。

また、がんによる死亡率の低下を実現するためには、全国どこにいても、質の高いがん医療を受けられることが必要であり、今後本格化するがんゲノム医療について医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点

病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図ること。またゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。

加えて、国は第4期がん対策推進基本計画でがんとの共生を掲げ、アピアランスケアやライフステージに応じた療養環境への支援に取り組むことを定めていることから、現在、自治体が個別に実施する「アピアランスケアに係る支援」及び「AYA世代のがん患者への在宅療養支援制度」を国において全国統一の制度として展開するとともに、必要な財源措置を講じること。

併せて、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されているが、入院患者に対するがんのリハビリテーションについては診療報酬上の評価のもと実施されているものの、外来においては診療報酬上の評価がなされないため、入院に加え外来においても診療報酬の算定対象とする等、効果的・継続的ながんのリハビリテーション提供体制の整備を行うこと。

## 2 新時代の文化・観光首都の創造

### (1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

「ヒト・モノ・金・情報」という様々なものがグローバル化する中、国際観光は関西経済の発展に欠かせない必須のテーマである。海外からの訪日旅行者数は、令和6年には3,687万人と過去最高を記録した一方、記録的な円安と物価高が続く中、出国日本人数は伸び悩んでおり、インバウンドにもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。4月に開幕した大阪・関西万博などにより、今後も訪日旅行者数の増加が見込まれることから更なる受入体制の整備が必要であること、また、引き続き海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講じること。

#### ③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

国際観光旅客税については、観光資源の魅力向上の取組、観光客の受入のための環境整備、広域での周遊観光を推進する取組等、各自治体や、広域連携DMOを含む各DMOの取組等に活用できるよう、自由度の高い交付金制度を設けるなど必要な財政措置を講ずること。また税額を引き上げる場合には、増収分も適切に地方に配分すること。

なお、積極的な国際観光（インバウンド観光）の需要喚起に取り組み、誘客促進を図ることで、国際観光旅客税の財源を確保すること。

## 3 日本の元気を先導する関西経済の確立

### (1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

バイオ戦略に基づき、投資を呼び込むイノベーションハブとして国が選定している「グローバルバイオコミュニティ」について、関西圏では令和4年4月にバイオコミュニティ関西（BiocK）が認定された。本コミュニティが拠点としての役割を果たし、その取組を促進させるため、運営に対する財政支援等継続的な支援を行うこと。

また、革新的な医薬品等の実用化を促進するため、PMDA 関西支部の中之島クロス移転

と同時にテレビ会議システムの利用料が無償化されたが、更なる機能強化として、開発初期から承認申請までの各フェーズにおいた、開発者に寄添った伴走型の相談・支援機能の強化を図るなど、所要の措置を講じること。

新規

**(3) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援**

万博後の日本において、空飛ぶクルマの商用運航を速やかに実現するためには、運航に不可欠なインフラであるバーティポートの整備を促進することが必要である。そのため、「バーティポート整備指針」に基づき、先行して整備を進める事業者の初期的な投資に対し、財政支援を行うこと。併せて、適切な設置場所や運航ルート設定のための技術的な条件の明確化、様々な形態のバーティポート設置のための関係法令との整合性など、商用運航及びバーティポート設置の拡大に向け必要な制度整備に係る検討を早急に進めること。

**(6) 中小企業への緊急融資の実施に伴う支援措置**

新型コロナウイルス感染症関連融資が終了し、元本返済が進む中、長期的な物価高騰や人手不足等の影響を受ける中小・小規模事業者の借換えや経営改善への取組に対する保証制度の継続や更なる拡充を図るとともに、返済に窮する事業者の負担を軽減するため、返済猶予等の条件変更に伴い必要となる保証協会への追加保証料の支援を行うなど、支援の充実を図ること。また、融資の実施に伴い、府県や市町村が負担する金融機関への預託金や利子補給金、保証協会への保証料補助や損失補償について、地方の財政運営への多大な影響が見込まれることから、支援措置を講じること。

**(7) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進**

現下の経済状況は、緩やかに持ち直しつつあるものの、中小企業は、エネルギー価格や原材料費、労務費等のコストの上昇により、厳しい経営状況に置かれている。中小企業の経営力の強化を図り、経済の好循環を実現するためには、中小企業による原材料費や労務費等の価格転嫁をはじめとする取引の適正化や、持続的な賃金引上げに向けた取組を推進していく必要があるため、次のとおり要望する。

**① 地方企業への波及**

コロナ禍からの景気回復が進み、半導体分野をはじめ成長に向けた企業の設備投資が増加するなど経済に前向きな動きが見られる。首都圏を中心とした大企業の好調な業績が、裾野で支える地方企業の業績やその従業員の賃金引上げ等にまで波及するよう、原材料費の高騰等による下請事業者からの価格改定要請に適切に応じることなどを引き続き産業界に強く働きかけること。

**③ 「パートナーシップ構築宣言」の推進**

「パートナーシップ構築宣言」においては、令和7年1月時点で登録企業数が約58,000社、うち大企業が約2,700社となっており、参加企業は着実に増加しているが、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けては、より多くの企業の参加が不

可欠であることから、特に大企業の宣言が増加するよう引き続き働きかけること。

#### ④中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

物価と賃金の好循環の実現には、大企業だけでなく中小企業においても持続的な賃金の引上げを実現することが不可欠である。そのためには、より多くの中小企業がDXや設備投資、新事業展開に取り組み、生産性向上や高付加価値化を実現し、経営基盤を強化することが必要。

そのため、中小企業の設備投資による生産性向上を支援する「業務改善助成金」について、対象事業者の拡大や設備投資要件の緩和など、制度の拡充を図るとともに、「中小企業生産性革命推進事業」や「中小企業省力化投資補助事業」についても、制度の継続・拡充を図ること。

また、これらの各種支援策の活用が促進されるよう、申請手続の簡素化を図るとともに、中小企業への丁寧な情報提供を行うこと。

#### (8) 中小企業の人材確保への支援

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、中小企業にとって人材の確保は喫緊の課題である。人材確保に向けて企業は様々な取組を行っており、自治体や支援機関等においても、地域の実情に応じた支援を実施している。

とりわけ、人材確保において、外国人材の受入の重要性は増しており、「育成就労制度」の構築に当たっては、企業や経済団体等の声を広く聴くことで地域の実情を把握し、手続の簡素化など企業が利用しやすい制度となるよう配慮すること。また、受入を希望する企業が制度開始までに十分な準備期間を確保できるよう、各地域で説明会を開催するなど、中小企業をはじめ関係者に対して迅速かつ丁寧に情報提供を行うこと。

## 4 攻めの農林水産業の確立

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP協定など、かつてない農産物市場開放時代を迎え、国内農林水産業、特に畜産分野を中心とした影響が懸念されるとともに、農林漁業者は大きな不安を抱いている。

一方で、国においては、新たな成長分野を切り開くため、攻めの経済施策の指針として、「成長戦略実行計画」を策定するとともに、令和2年3月に見直しがなされた「食料・農業・農村基本計画」では、国内需要の変化に対応し、グローバルマーケットの戦略的な開拓を進めることとしている。加えて、食料安全保障の強化に向けて構造転換を図るため、「食料安全保障強化政策大綱」を策定するとともに、「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいて、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする新たな施策の展開も進められている。

国では、ユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っており、農林水産物の輸出拡大には、更なる高品質化や規模拡大などにより国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で

認知され、世界の需要を取り込む輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取組は、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図り、成長産業化を推進するため、次のとおり提案する。

#### (5) 新規就農支援策の拡充

新規就農者育成総合対策における年齢制限要件を緩和すること。

また、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業を有効に活用し、新規就農者の育成・確保に取り組んでいくため、十分な予算を確保し、より多くの認定新規就農者の経営発展につなげること。

また、地方の財政負担分について、地方財政措置を確実に講じること。

#### (6) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

「農業振興地域の整備に関する法律」の改正に伴い、国基本指針等で規定される県の農用地面積目標の運用は、地域の実情を踏まえること。また、影響緩和措置の妥当性の判断は、農用地面積の総量確保だけでなく、多様な担い手の確保や生産性向上の取組を考慮するなど柔軟な運用とすること。併せて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「市町村農業振興地域整備計画」の管理、運用における市町村の要望を丁寧に聴き取り、必要な財政支援等を行うこと。

地域の目指すべき農地利用の姿を明確化し、農地の集積・集約化等を図るため、地域農業の設計図となる「地域計画」の実現に向けた予算について、地方の要望を聴き取り必要な額を地方財政措置すること。

農地中間管理事業については、農業経営基盤強化促進法改正により利用権設定等促進事業が廃止されたことから、農地中間管理機構の農地貸借が大幅に増加することが見込まれるため、安定した制度運営に必要な経費を全額国費で予算措置すること。

さらに、賃借料に係る未収金の増加も予測されるため、賃借料に係る保証制度、未収金の一時的立替費用に対する無利子貸付け、貸倒引当金への補助など、農地中間管理機構が抱える未収金リスクを軽減・解消するための支援策を講ずるとともに、これに必要な予算を確保すること。

### 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

#### (1) 脱炭素社会の実現

##### ②企業や家庭における節電・省エネの促進

イ 企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEMS、FEMS や HEMS などのエネルギー管理システム、LED 等の高効率照明や高効率空調・給湯設備などの省エネ機器等の更なる導入に向け、補助金や税制優遇など様々な支援を継続して行うこ

と。

また、消費者の省エネ機器選択の機会確保に向け、通信販売事業者等を含む家電製品小売事業者に対する省エネ性能表示の取組を強化されたい。

さらに、次世代自動車の普及を図るため、車種のラインアップの充実を促進するとともに、車両の導入補助制度や、充電設備の新設・更新など充電インフラの整備促進・維持につながる補助制度の見直し等、支援策の充実を図ること。

### ③再生可能エネルギーの最大限の導入

ア 太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であることから、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、技術開発による高効率化や低コスト化、気象データを用いた発電予測技術の向上、系統運用の広域化などを早期に実現するとともに、「第7次エネルギー基本計画」で設定した再生可能エネルギーの導入目標に向けて取り組むこと。

ウ FIP 制度において、公平な市場環境を整備し、円滑な移行及び将来の自立化に向けて効果的な普及促進方策を検討して実施するとともに、地域活用電源については、地域活用要件が参入障壁とならないよう、地域特性、普及状況などを的確に把握した上で、要件について柔軟に設定すること。

### ⑤中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

政府の「GX 実現に向けた基本方針」に基づく、成長志向型カーボンプライシング構想を実効性あるものとして実現するためには、CO2 排出量の多い大企業だけでなく中小企業等を含む社会全体で取組を進める必要がある。そのため、構想の具体化に当たっては、中小企業や地方公共団体等、関係者の声を広く聴き、事業者の負担軽減に十分配慮すること。

## (2) エネルギー政策の推進

### ③水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

広範な産業が集積し、物流網の要衝としても大きなエネルギー需要を擁する関西において、水素等の大規模な供給と需要を創出する施策を集中的に展開し、水素の社会実装を加速させることが重要である。社会実装の加速は、水素等の先進技術が実証・披露される大阪・関西万博を契機としたレガシーの継承としてもふさわしいことから、関西から「水素社会」の実現を図ること。

このため、令和5年6月に改定された「水素基本戦略」や令和6年10月に施行された「水素社会推進法」等に基づき、水素コストの低減に資する国際的な水素等サプライチェーンの構築及び大規模供給拠点の整備支援と価格差支援、水素発電の商用化、荷役・貯蔵設備等の水素等供給設備の技術開発、商用車を含むFCV等の導入支援策及び物流需要等に適合した充填ステーションの整備促進、燃料電池フォークリフトなどの水素アプリケーションの普及や多用途展開、大規模な水素利活用に向けて必要な保安規制の速やかな合理化・適正化、需要創出に向けた技術開発や導入支援強

化、地域での再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素や副生水素の利活用拡大など、積極的な導入促進施策等を講じること。

また、2030 年以降に供給事業開始となる、いわゆるセカンドムーバー以降のサプライチェーン構築に対する支援施策も明確化し、2040 年の水素導入目標達成の道筋を明らかにすること。

加えて、以下についても推進すること。

イ モビリティ向け水素の既存燃料との価格差への支援や、価格の低減に必要な技術開発への支援、メンテナンス及びリース関連費用の支援など、FC 商用車の普及促進施策を明らかにすること。また、「FC 商用車を集中的に導入する重点地域」の選定に当たっては、関西の物流の実態を踏まえて府県間をまたぐ地域を指定できるようにするなど制度の拡充を図ること。

### (3) 鳥獣被害防止対策の推進

#### ①鳥獣被害防止対策予算の確保・拡充

野生鳥獣の被害を軽減するためには、捕獲と防除による総合的な対策が必要である。

国による「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」などの目標を達成する上でも、各自治体による計画的な施策、事業の推進を支援し、農林水産被害及び生活環境被害、森林等生態系被害の軽減に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の予算を確保・拡充すること。

また、事業実施中に発生した事故は、捕獲者自らが加入するハンター保険等に対応しており、更に補償範囲が自損等に限定されるなど、公共事業を実施する上での体制としては不十分である。事業要件に第三者のけが等にも対応した保険への加入を義務付けるなど捕獲者が安心して事業に従事できる体制を整備すること。

#### ②鳥獣捕獲に係る標準的な積算基準等の作成

鳥獣捕獲事業は、捕獲者の経験に委ねた方法のもと実行されることが多いため、地域的に違いのあるものとされ、標準的な積算基準や監理基準が示されていない。一方で、指定管理鳥獣対策事業などにより、県境にまたがる地域などこれまで捕獲圧がかけていない地域で捕獲推進が求められる中、広域的に連携した取組を進めるためにも標準的な基準のもと、事業設計を行う必要がある。関西広域連合では、こうした課題を解決するために、鳥獣捕獲等事業設計・監理のガイドラインの作成に取り組んでおり、その中で、標準積算基準（案）も作成し公表してきている。

都道府県等が公共的に発注して行う捕獲事業の透明性を図るために、これまでの関西広域連合の取組の中で積み上げてきた成果も活かして、国から積算基準や監理・監督の在り方など示すこと。

### (4) プラスチック対策の推進

プラスチックごみの削減に向けて、行政をはじめ、消費者や事業者など、広く国民的

な気運の醸成が不可欠であり、3 R の取組の一層の普及やライフスタイル変革の促進を図ること。

また、プラスチック資源循環促進法やバイオプラスチック導入ロードマップ等に基づき、代替素材への転換に係る技術開発の促進、製造・販売を行う事業者による自主回収の働きかけ、処理能力及び技術を有する再商品化施設の確保、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促すような支援等を継続的に行うことにより、ワンウェイプラスチック製品等の抑制・回収対策を着実に推進すること。

リユースの取組については、市町村や民間事業者の取組が拡大するよう、引き続き、財政支援等を行うこと。

マイクロプラスチックを含む海洋や河川、湖沼のごみについて、環境に与える影響や発生メカニズム、排出量、流出経路などの実態把握と、生活系ごみや事業系ごみの流出防止手法の検討や、陸域における回収活動の活性化への支援などの発生抑制対策を講ずること。

海洋ごみ対策について、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であるため、日本海沿岸諸国に対して、廃棄物の適正処理や海岸漂着物、漂流ごみ・海底ごみの発生防止を働きかけるとともに、自治体に対する海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理に係る財政支援について、十分な予算を確保し、国の全額負担による恒久的な支援制度に見直すこと。

また、海洋ごみを削減するためには、国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海洋へのごみ流出抑制等を行えるよう、海洋ごみの実態の普及や環境意識等の啓発を行うことが必要不可欠である。しかし、財務省の「令和5年度予算執行調査」の調査結果を踏まえた環境省の方針として、発生抑制事業については、これまで普及啓発として実施してきたポスターや看板の設置、パンフレット等の配布など一方向的な情報発信やイベントなどの施策全般は今後、補助対象とならないと示していることから、海洋ごみ削減を目的とした普及啓発活動全てにおいても、補助対象とすること。

### Ⅲ その他関西の重要課題

#### 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

国家プロジェクトである大阪・関西万博を成功させ、関西全体の活性化につながるものにするため、国がリーダーシップを発揮し、博覧会協会、地元自治体、経済界が緊密に連携して、着実に準備を進めてきた。

また、大阪・関西万博を通じて、世界の中で我が国が存在感を向上させ、国際社会の中で輝く日本を実現するためには、万博を一過性のものとせず、ポストコロナにおける成長・発展の起爆剤として、また、世界の課題解決を促す処方箋として、万博開催後もその役割を発揮させることで、大阪・関西の飛躍的な成長、いのち輝く幸せな暮らし、世界の課題解決に貢献する都市・地域の実現につなげていくことが必要である。

ついては、令和2年12月に博覧会協会が策定した2025年日本国際博覧会基本計画の具体化をはじめ、万博を契機とした新たな技術の実践・実証や万博の成果をレガシーとして発展さ

せていくために必要な行財政措置、規制緩和措置等、大阪・関西万博の成功に向けて、国の総力を挙げた全面的な支援について、以下のとおり提案する。

(1) インフラ整備計画の着実な推進

[整備が必要な高速道路]

- ・ 東播磨道（八幡三木 R～小野 R）

(2) 万博関連事業（ソフト事業・規制改革）の推進

目指す姿の実現に向けて、万博会場内外における展示や実証の実施、国内外への発信に加え、得られた成果を国内外で社会実装までつなげ、未来を切り拓くレガシーとすることを見据えて取り組むとともに、国や自治体、博覧会協会だけでなく、イノベーティブな技術やサービス等を有する中小企業、スタートアップ企業、NPO、大学・研究機関等幅広い主体が、大阪・関西全体で万博のテーマの具体化等に取り組むことが重要である。

関西広域連合においては、これまで、大阪府、大阪市、関西経済界及び博覧会協会とともに、万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて直面する課題と国への要望事項を取りまとめ、関係各所に要望を行ってきた。

「未来社会の実験場」をコンセプトとする万博を一過性のイベントとして終わらせることなく、万博後も継続してイノベーションの創出や世界の人々との活発な交流・協働を促進していくことで、我が国の持続的な成長・発展につなげていかなければならない。そのために必要な財政的支援や規制緩和等、更なる措置を講ずるなど積極的に事業を推進すること。

③ 万博レガシーの継承・発展に向けた支援

万博で披露された革新的な技術等の社会実装及び産業化に向けた企業等の取組や、国際ビジネスの交流が促進されるよう、制度・技術・財政面から支援を行うこと。